

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現況

現在、荒川区における下水道普及率は100%で、生活排水（し尿及び生活雑排水）のほとんどは公共下水道によって処理されており、区内のくみ取り便所は現在ありません。

このほか、浄化水槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥も排出されています。

2 基本方針

荒川区では、下水道整備が完了していることから、し尿を含む生活排水については公共下水道によって処理を行い、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿や、し尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行います。

3 処理方法

荒川区では、くみ取りし尿の家庭からの排出は見込まれませんが、発生した場合には、収集・運搬体制を有している区に委託し、収集・運搬を行います。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については、一般廃棄物収集運搬の許可業者が収集・運搬しています。処分は、東京二十三区清掃一部事務組合又は一般廃棄物処分の許可業者が行っています。

【図表4-1 浄化槽汚泥等の収集・運搬、処分主体】

区分	説明	収集・運搬の主体	処分の主体
浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥を含む)	浄化槽から発生する汚泥 (東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥を含む)	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	東京二十三区清掃一部事務組合
事業系し尿	建設現場の仮設便所等から発生するし尿	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	一般廃棄物処分量の許可業者
し尿混じりのビルピット汚泥	オフィスビルやホテル等の建築物に設置される地下排水槽(ピット)を清掃したときに排出される汚泥をビルピットといい、これにし尿が混ざったもの	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	一般廃棄物処分量の許可業者 東京二十三区清掃一部事務組合

【図表4-2 生活排水の処理流れ】

